

# 皇子山総合運動公園 ほか

●現行(平成25年度)

有料公園施設の使用料及び利用料金

区分		単位	使用料・利用料金			
			消費税抜き	消費税(5%)含む		
野球場	専用使用	平日の9時から17時まで	1時間	3,000円	3,150円	
		その他の時間	1時間	4,500円	4,720円	
陸上競技場	専用使用	平日の9時から17時まで	1時間	2,000円	2,100円	
		その他の時間	1時間	3,000円	3,150円	
第2体育館	専用使用	平日	9時から12時まで	/	600円	630円
			13時から17時まで	/	800円	840円
			18時から21時まで	/	700円	730円
		休日	9時から17時まで	/	1,300円	1,360円
			13時から21時まで	/	1,500円	1,570円
			9時から21時まで	/	2,000円	2,100円
			9時から12時まで	/	900円	940円
			13時から17時まで	/	1,200円	1,260円
			18時から21時まで	/	1,000円	1,050円
			9時から17時まで	/	2,000円	2,100円
13時から21時まで	/	2,100円	2,200円			
9時から21時まで	/	3,000円	3,150円			
プール	温水プール	専用使用	1時間	10,000円	10,500円	
テニスコート	専用使用	平日の9時から17時まで	1面につき1時間	300円	310円	
		その他の時間	1面につき1時間	450円	470円	
	個人使用	1面につき1人1回	200円	210円		
庭園	個人使用		1人1回	200円	210円	
	回数券	小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	100円	100円	
		200円券	11枚綴	2,000円	2,100円	
		100円券	11枚綴	1,000円	1,050円	
	団体使用		1人1回	160円	160円	
	小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	80円	80円	
びわ湖大津館多目的ホール			1時間	1,500円	1,570円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	300円	310円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	320円	330円	

## 備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合並びに庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合並びに庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。

●平成26・27年度

有料公園施設の使用料及び利用料金

区分		単位	使用料・利用料金			
			消費税抜き	消費税(8%)含む		
野球場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	3,750円	4,050円	
		その他の時間	1時間	5,620円	6,060円	
陸上競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,500円	2,700円	
		その他の時間	1時間	3,750円	4,050円	
第2体育館	専用使用	平日	午前9時から正午まで	/	750円	810円
			午後1時から午後5時まで	/	1,000円	1,080円
			午後6時から午後9時まで	/	870円	930円
			午前9時から午後5時まで	/	1,620円	1,740円
			午後1時から午後9時まで	/	1,870円	2,010円
		休日等	午前9時から午後9時まで	/	2,500円	2,700円
			午前9時から正午まで	/	1,120円	1,200円
			午後1時から午後5時まで	/	1,500円	1,620円
			午後6時から午後9時まで	/	1,250円	1,350円
			午前9時から午後5時まで	/	2,500円	2,700円
プール	温水プール	専用使用	1時間	12,500円	13,500円	
			1時間	12,500円	13,500円	
テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	370円	390円	
		その他の時間	1面につき1時間	560円	600円	
	個人使用	1面につき1人1回	250円	270円		
庭園	個人使用		1人1回	250円	270円	
	回数券	小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	120円	120円	
		250円券	11枚綴	2,500円	2,700円	
		120円券	11枚綴	1,200円	1,290円	
	団体使用		1人1回	200円	210円	
	小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	100円	100円	
びわ湖大津館多目的ホール			1時間	1,870円	2,010円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	370円	390円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	400円	430円	

備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。

●平成28年度以降

有料公園施設の使用料及び利用料金

区分		単位	使用料・利用料金			
			消費税抜き	消費税(8%)含む		
野球場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	4,500円	4,860円	
		その他の時間	1時間	6,750円	7,290円	
陸上競技場	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,560円	2,760円	
		その他の時間	1時間	3,840円	4,140円	
第2体育館	専用使用	平日	午前9時から正午まで	/	900円	970円
			午後1時から午後5時まで	/	1,200円	1,290円
			午後6時から午後9時まで	/	1,050円	1,130円
			午前9時から午後5時まで	/	1,950円	2,100円
			午後1時から午後9時まで	/	2,250円	2,430円
		休日等	午前9時から午後9時まで	/	3,000円	3,240円
			午前9時から正午まで	/	1,350円	1,450円
			午後1時から午後5時まで	/	1,800円	1,940円
			午後6時から午後9時まで	/	1,500円	1,620円
			午前9時から午後5時まで	/	3,000円	3,240円
		午後1時から午後9時まで	/	3,150円	3,400円	
		午前9時から午後9時まで	/	4,500円	4,860円	
プール	温水プール	専用使用	1時間	13,120円	14,160円	
テニスコート	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで	1面につき1時間	450円	480円	
		その他の時間	1面につき1時間	670円	720円	
	個人使用	1面につき1人1回	300円	320円		
庭園	個人使用		1人1回	300円	320円	
	回数券	小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	150円	160円	
		300円券	11枚綴	3,000円	3,240円	
		150円券	11枚綴	1,500円	1,620円	
	団体使用		1人1回	240円	250円	
		小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	120円	120円	
びわ湖大津館多目的ホール			1時間	2,250円	2,430円	
緑のふれあいセンター多目的室			1時間	450円	480円	
緑のふれあいセンター市民花園			1平方メートルにつき1年	480円	510円	

備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。